

野生鳥獣についてのよくある問合せ

福島県（県中地方振興局 県民生活課 Tel：024-935-1295）では、ケガや病気により衰弱した野生鳥獣を保護し、野生に還す取り組みを行っていますが、全ての鳥獣を保護しているわけではなく、野生鳥獣の死骸についても基本的には回収等を行っておりません。

また、基本的に、夜間や土日、祝祭日及び年末年始は対応していません。

このことについての皆さまの御理解と御協力をお願いします。

○ 県（県中地方振興局）が保護できない野生鳥獣の例

Q 1：ヒナが巣から落ちている。

A 1：そのまま様子を見守ってください。巣立ち直後のヒナは、すぐにはうまく飛ぶことができません。落ちていても親鳥が近くでそっと見守っています。

Q 2：カラスがケガをしているので保護してほしい。

A 2：カラスは、郡山市など県中地方の多くの市町村で有害駆除の対象鳥獣（有害鳥獣：農林水産物に被害を与えるため駆除することができる野生鳥獣）として指定しているため、県では保護していません。このほか、市町村によっては、カワウ、カルガモ、アオサギなどを有害鳥獣に指定しているため、県で保護することができない場合があります。

Q 3：カラスがうるさいので捕獲して欲しい。

A 3：カラスに限らず、野生鳥獣は法律により許可なく捕獲することは禁止されています。鳴き声がうるさい、迷惑だからといってむやみに捕獲することはできません。ただし、追い払いなどの防護対策を講じても被害が継続する場合は、有害鳥獣の捕獲許可を得て捕獲することができる場合があります。

Q 4：ドバトの巣を撤去して欲しい。

A 4：道路や街路樹、電柱、公園、公共施設の敷地内などについては、施設の管理者にご相談ください。巣の撤去は、営巣している場所の土地所有者や施設の管理者が行うことが基本となりますが、巣に卵やヒナがいる場合には事前に許可が必要になりますので、県中地方振興局県民生活課までご相談ください。

Q 5：首輪のある犬を捕まえた。ペットらしいカメを捕まえた。

A 5：イヌやネコのペットは保健所で対応しています。県中保健福祉事務所または郡山市保健所にお問い合わせください。ペットのカメ（爬虫類・両生類）は、遺失物扱いとなりますので、最寄りの警察署までお問合せください。

Q 6 : ケガをしたハトを保護したら脚環があった。

A 6 : 脚環に書いてある文字を確認し、次の協会に連絡してください。

なお、脚環がないハトは野生のハト（ドバト）だと思われるので、県中地方振興局県民生活課にお問合せください。

「 Jpn 」	一般社団法人 日本鳩レース協会 迷鳩照会専用フリーダイヤル Tel : 0120-810-118 (月-金 : 9 時~17 時 第 1,3,5 土 : 9 時~12 時)
「 Nippon 」	一般社団法人 日本伝書鳩協会 Tel : 03-3801-2789 (月-金 : 9 時~17 時)

○ 死んだ鳥獣の対応等

Q 7 : 道路（公園等）にカモが死んでいる。

A 7 : 道路（公園等の施設）管理者が処理することになります。道路（公園等の施設）管理者に御連絡ください。

Q 8 : 庭でタヌキが死んでいる。

A 8 : 野生鳥獣が死んでいる場合、その死骸の処理はその場所の所有者（管理者）が行うことが基本となります。野生鳥獣の死骸は一般廃棄物（家庭ごみ）として処理することになりますので、市町村の基準に従って廃棄してください。

なお、動物は病気で死んだ可能性もありますので、念のためゴム手袋をするなど直接動物の死骸には触らないように気をつけてください。

【野生鳥獣の死骸の廃棄方法】

- 新聞紙にくるみ家庭用ごみ袋に入れ密封し、一般廃棄物として廃棄してください。
- 細菌や寄生虫に感染しているおそれがありますので、マスクや手袋を着用してください。
- 「燃えるごみ」の日にだすことができますが、大きい場合、焼却施設に持参しなければならないことがあります。

Q 9 : 野鳥が死んでいる。鳥インフルエンザではないのか。

A 9 : 野鳥は、餌がとれずに衰弱したり、環境の変化に耐えられないなど、様々な原因で死んでいきます。

県では、環境省が定める基準に従い、渡り鳥など指定された種が同じ場所でまとまって死んでいる場合など鳥インフルエンザの感染が疑われるケースについては、死骸等を回収し検査を行っていますが、それ以外については回収していません。必要に応じ、Q 7、8 の対応と同様に、家庭ごみとして処理するなどの対応をとってください。